

令和5年2月8日

# 建設緑政局関係議案資料

## (その1)

議案第1号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する  
条例の制定について

建設緑政局

# 川崎市公園緑地等整備計画推進委員会の設置等について

## 1 趣旨

### (1) 公園緑地等を取り巻く状況

国は、平成28年5月に、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」で公表した最終とりまとめにおいて、「社会の成熟化などの社会状況の変化を背景として**緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視する**ステージ（新たなステージ）へと移行すべき」という**方向性を示しております。**

さらに、平成29年に**民間活力の導入等を目的とした都市公園法の改正があり**、直近では、令和4年10月に「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」の提言において、「公園は、ポストコロナの新たな時代において、**多様な利用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すこと**」が明記されており、本市においても、これらの提言等を踏まえ、個別施策を推進する必要があります。

### (2) これまでの対応

等々力緑地や生田緑地等の大規模公園の**マスタープランの検討**については、**有識者等の専門的観点**を反映するにあたり、**案件ごとに附属機関を含めた検討体制の整備を行ってきました。**

### (3) 今後の方針

令和5年度末に予定している**生田緑地ビジョンの改定に必要な検討体制の整備に合わせ、その他個別計画の策定等への対応も含めた附属機関を設置することで、効率的で効果的な運用と統一的な審議体制を整えるため、「川崎市公園緑地等整備計画推進委員会」を設置**するものです。

なお、**川崎市等々力緑地再編整備計画推進委員会**については、所掌事務の目的が達成されたため、**廃止**いたします。

## 2 委員会の所掌事務

### 【所掌事務】

**公園、緑地等の整備等に関する計画の策定その他公園、緑地等の整備等の推進のために必要な事項**に関して**調査審議**すること。

(1) 「生田緑地ビジョン」（平成23年3月策定）の改定をはじめ、公園、緑地等の整備等に関する計画の推進に当たり、**広く専門的な視点で、公園、緑地等の整備等に関する計画の策定や、整備等の推進のために必要な事項に関する事務**を所掌します。

(2) 上記事項に関して、**近年の社会経済状況の変化に対応して魅力ある公園緑地づくりを推進する観点から審議**を行います。

## 3 委員の構成・任期

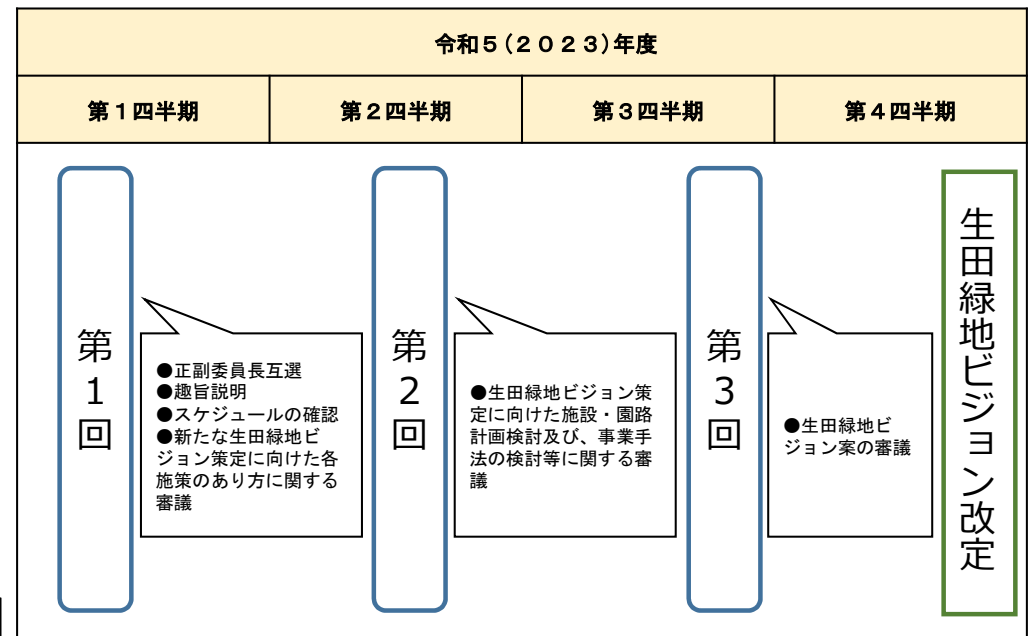
### (1) 委員の構成

**学識経験者 6名**（造園、生態工学、文化、都市計画、地域コミュニティ、防災の識者）で組織します。

### (2) 委員の任期

委員会の委員の任期は**2年**とします。

## 4 令和5年度の委員会スケジュール(想定)



### (1) 委員の選定

学識経験者につきましては、令和5年度は、主に生田緑地ビジョンの改定に関する議題を審議することから、今年度設置している「**生田緑地ビジョン推進会議**」の委員を中心に、本委員会の委員として**選定**します。

### (2) 委員会の開催

委員会は、令和5年度に、**3回の開催を予定**しています。

主に、**生田緑地ビジョンの改定に関する議題を中心に審議**を予定しております。

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年3月23日条例第1号 別表第1（第2条～第5条関係） 市長の附属機関					○川崎市附属機関設置条例 平成27年3月23日条例第1号 別表第1（第2条～第5条関係） 市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
(略)					(略)				
川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会	健康福祉局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会	健康福祉局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
<u>〈削除〉</u>					<u>川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会</u>	<u>高齢者、障害者及び障害児並びに児童に対する福祉サービスの第三者による評価の手法、基準その他当該評価の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。</u>	<u>5人以内</u>	<u>(1) 学識経験者</u> <u>(2) 関係団体の役職員</u>	<u>2年</u>
(略)					(略)				
川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委	建設緑政局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民	10人以内	学識経験者	2年	川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委	建設緑政局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民	10人以内	学識経験者	2年

改正後					改正前				
員会	間事業者の選定（川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第18条の5第1項に規定する川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の所掌事務に属するものを除く。）及び評価に関して調査審議すること。				員会	間事業者の選定（川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第18条の5第1項に規定する川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の所掌事務に属するものを除く。）及び評価に関して調査審議すること。			
<u>川崎市公園緑地等整備計画推進委員会</u>	<u>公園、緑地等の整備等に関する計画の策定その他公園、緑地等の整備等の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。</u>	<u>6人以内</u>	<u>学識経験者</u>	<u>2年</u>	<u>〈新設〉</u>				
川崎市多摩川プラン推進会議	多摩川の利活用に係る施策を総合的に展開させる計画を推進するために必要な事項に関して調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市民	2年	川崎市多摩川プラン推進会議	多摩川の利活用に係る施策を総合的に展開させる計画を推進するために必要な事項に関して調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市民	2年
<u>〈削除〉</u>					<u>川崎市等々力緑地再編整備計画推進委員会</u>	<u>等々力緑地の再編整備に関する計画の策定その他等々力緑地の再編整備の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。</u>	<u>10人以内</u>	<u>(1) 学識経験者</u> <u>(2) 関係団体の役職員</u> <u>(3) 市民</u>	2年
川崎市港湾局民間活用	港湾局が所管する事務における民間事業者の活力を活	10人以内	学識経験者	2年	川崎市港湾局民間活用	港湾局が所管する事務における民間事業者の活力を活	10人以内	学識経験者	2年

改正後					改正前				
事業者選定 評価委員会	用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。				事業者選定 評価委員会	用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。			
(略)					(略)				